

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0930第6号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■検査実施料が新設された検査項目

		「保医発0930第6号」		適用日 令和元年10月1日
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
FGF23	388点 + 400点	生化学的 検査(I) 144点	「D007」 血液化学検査の 61及び62	FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃ の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

* 現時点では、検査を受託することができません。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。